

審議項目 2 関係資料

(ポストコロナの経済社会における
地方公共団体相互間の連携・協力のあり方)

- 1. 市町村間の広域連携による取組内容の深化等に向けた課題**
2. 「地域の未来予測」の課題
3. 資源の共同活用①：施設・インフラについて
4. 資源の共同活用②：専門人材について

市町村間の広域連携による取組内容の深化等に向けた課題

【論点】

- 第32次地方制度調査会答申では、連携中枢都市圏や定住自立圏において、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくためには、関係市町村の意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成が重要であり、関係市町村の十分な参画を担保する仕組みを設けて連携施策のPDCAサイクルが確実に実施されるようにすることが考えられるとの指摘があったが、関係市町村の参画を進める方策についてどう考えるか。
- デジタル技術の発展と利活用が進む中で、非隣接自治体間の連携の取組が広がりを見せているが、地方自治法に基づく地方公共団体間の連携・協力の仕組みとの関係をどう考えるか。

【主な意見】

（関係市町村の参画を進める方策に関する意見）

- 連携中枢都市圏の中で、関係自治体の意見もしっかりと吸収できるように、一定の仕組みをつくって、それを制度化すべきかどうかといった議論があったが、法制化については、反対意見が非常に強く、要検討ということだった。関係自治体が、難しい課題について、何とか取り組むことができるようになったとか、連絡がうまくいくようになった例は紹介いただいていたが、合意が難しい課題について、何かできるようになったのかどうかも知ることができると、検討の参考になるのではないか。

（非隣接自治体間の連携に関する意見）

- 非隣接自治体間の連携を進めるのは良いが、その際に連携協約の枠組みに乗せることがいいかどうかは議論したほうがいいのではないか。連携を進めてほしいが実際は進んでいない取組については、一定の物理的な空間管理系のものが多く、非隣接自治体間の連携を進めたとしても、解決となるのかはわからないことから、連携の枠組みを作るのか、あるいは制度を用意するわけではなく私法上の方法で取り組んでもらうのか、そのあたりをどう考えるかという問題があるのではないか。

市町村間の広域連携による取組内容の深化等に向けた課題

【考え方】

- 連携中枢都市圏・定住自立圏においては、取組の更なる深化を図る上で、関係市町村の参画を進める方策を考える必要があるのではないか。例えば、連携中枢都市圏・定住自立圏の推進要綱の中で、連携協約や協定に合意形成過程のルール等を記載しておくことを推奨するような方策も考えられるか。
- 非隣接自治体間の連携については、地方自治法上の枠組みによらずとも、デジタル技術の一層の進展等により、今後も更に拡大していく可能性があり、引き続き、個々の課題や地域の実情に応じて取組を進めていただくことが適切ではないか。

第4 地方公共団体の広域連携

1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

(3) 定住自立圏・連携中枢都市圏

② 市町村間の合意形成に際しての課題への対応

定住自立圏・連携中枢都市圏の取組については、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用による住民の生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である。

現在でも、合意形成に際し、例えば、関係市町村それぞれが自ら役割を果たすことを前提として提案を持ち寄った上で、目指す未来像、連携による取組等について活発な議論を行っている事例や、市町村長レベルだけでなく職員の様々なレベルで分野ごとの市町村間の議論の場を設けている事例等が見られ、こうした取組が広域連携による取組内容の深化につながっている。

今後、「地域の未来予測」の整理等によって、各市町村や定住自立圏・連携中枢都市圏内の行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを踏まえて議論を行うとともに、こうした取組を広げ、さらに連携協約等においてもルール化することにより、連携計画作成市町村が、他の市町村の意見を十分に踏まえ、メリットを示しながら、丁寧に合意形成を進めていくことが重要である。これにより、他の市町村の積極的な参画が進み、連携による取組の内容の深化が図られることが期待される。

④ 関係市町村の十分な参画を担保する仕組み

（前略）連携協約に基づいて自主的に行われる市町村間の広域連携に際し、連携計画作成市町村が連携計画を作成し、これに基づいて関係市町村が役割を分担して施策を実施する枠組みを関係市町村が自ら選択した場合に、連携計画作成市町村が連携計画を作成する際の合意形成過程のルール化や、連携計画の進捗管理を行う際の他の市町村の適切な関与等により、他の市町村の十分な参画を担保する仕組みを法制度として設け、これを適切に活用することによって、関係市町村による連携施策のPDCAサイクルが確実に実施されるようにすることが考えられる。（後略）

しかしながら、こうした仕組みを法制度として設けることについては、このような仕組みにより特定の広域連携の枠組みへ誘導され、市町村の自主性を損なうなどの懸念があるのではないか、法制度化以外にも対応方策が考えられるのではないかなどの意見があり、他方、連携計画作成市町村以外の市町村の参画を担保する確実な方策は法制度化であり、関係市町村が自ら選択する仕組みであれば誘導の懸念は当たらないのではないかなどの意見もあること、また、地域の実情も多様であること等から、その是非を含めて、関係者と十分な意見調整を図りつつ検討がなされる必要がある。

「総合的な論点整理（案）」に対する意見

- 論点整理（案）では、広域連携について、「計画策定市町村」と「相手方市町村」に区分し、連携中枢都市圏・定住自立圏における「中心市」（3月までは「核となる都市」と表現）を「計画策定市町村」という言い方に置き換え、論点整理2（2）の「④連携施策への十分な参画を担保する仕組み」として、これまで要綱で定められていた圏域のビジョンや連携計画等の策定プロセスを法律に格上げする方向で議論されているやに承知しておりますが、この仕組みが、法律による制度化（以下「法制化」という。）を図ろうとするものであるならば、本会の総意として「断固反対」します。以下に、本会の考えと意見を申し上げます。
- これは、既に広く普及し、全国をほぼ網羅している定住自立圏等の圏域を活用しつつ、内実は新たな「仕組み（法制化）」のもとでの「新たな圏域行政」を容易に全国展開することにほかならず、将来、周辺町村の脆弱化・衰退が確実に進むことになるものと強く危惧します。
- 当該「仕組み（法制化）」は、「対等」であるはずの市町村間に、「計画策定市町村」（中心市）という「機能」に着目した評価を導入し、新たな市町村の格付けの考え方を持ち込むものであり、実質的に中心市による「圏域に対するマネジメント」の強化そのものです。この法制化を根拠に現在の地方財政措置を強化し、政策誘導も可能です。
- そうであるならば、なぜ、連携中枢都市圏・定住自立圏における要綱を援用し、要綱からより厳格な法律へと格上げするのか、全く理解できません。法律に格上げすることによって、市町村の自主性・主体性とは反対に、容易に加入・脱退できる柔軟性や自由度がなくなり、将来的には町村の選択肢を狭める恐れが大きいと考えます。去年の「中間とりまとめ」の途中段階の文案に、「首長が交代しても連携の関係性が維持される仕組み」の記述がありましたが、そうした発想が根底にあるのではないのでしょうか。

連携中枢都市圏の取組状況（分野別の取組圏域数）

○ 合意形成が容易でない課題（土地利用、道路等の交通インフラ整備、外部人材の確保等）については、依然として連携が十分には進んでいない傾向。

各都市圏のビジョンをもとに、令和2年5月時点から令和4年9月時点における分野別の取組圏域数の推移を記載。括弧内は、令和2年5月時点の連携中枢都市圏の総数（34圏域）に対する割合と令和4年9月時点の連携中枢都市圏の総数（37圏域）に対する割合の推移を示したもの。

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	31→31 (91%→84%)
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	33→36 (97%→97%)
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	33→35 (97%→95%)
戦略的な観光施策	34→37 (100%→100%)
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	16→18 (47%→49%)

② 高次の都市機能の集積・強化

高度な医療サービスの提供	27→28 (79%→76%)
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	32→34 (94%→92%)
高等教育・研究開発の環境整備	27→28 (79%→76%)
その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	13→14 (38%→38%)

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療	29→32 (85%→86%)
介護	18→18 (53%→49%)
福祉	33→36 (97%→97%)
教育・文化・スポーツ	31→34 (91%→92%)

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上（続き）

土地利用	11→12 (32%→32%)
地域振興	31→34 (91%→92%)
災害対策	30→34 (88%→92%)
環境	30→33 (88%→89%)
地域公共交通 ^(a)	27→30 (79%→81%)
ICTインフラ整備 ^(b)	17→19 (50%→51%)
道路等の交通インフラの整備・維持 ^(c)	20→20 (59%→54%)
地域の生産者や消費者等の連携による地産地消 ^(d)	15→16 (44%→43%)
地域内外の住民との交流・移住促進 ^(e)	33→35 (97%→95%)
(a)から(e)までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携	15→17 (44%→46%)
人材の育成 ^(ア)	28→30 (82%→81%)
外部からの行政及び民間人材の確保 ^(イ)	5→7 (15%→19%)
圏域内市町村の職員等の交流 ^(ウ)	32→33 (94%→89%)
(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携	16→18 (47%→49%)

連携市町村の参画・意見の反映に資する取組の事例

- みちのく盛岡広域連携都市圏では、圏域内市町村による事務検討会議等を開催し、連携市町村の意見を反映する機会を創出。
- 実際に圏域市町村の担当課長等で構成された事務検討会議にて、有害鳥獣の被害防止事業について広域での対応の提案があり、連携して有害鳥獣被害対策に取り組むべきとの認識から広域で整備費用を負担。

みちのく盛岡広域連携都市圏（盛岡市）

【連携市町の発案による事業について】

①盛岡広域鳥獣被害防止対策協議会事業

盛岡広域管内の有害鳥獣の駆除を担う狩猟者の技術向上及び新規狩猟者の確保のために、矢巾総合射撃場のスキート用放出機建屋及び研修施設の新設、クレー放出機建屋の修繕等。

費用負担：8市町1/2、国費1/2（鳥獣被害防止総合支援費補助金）

- 圏域市町の担当課長等で構成された事務検討会議にて、連携市町の矢巾町産業振興課長から提案。
- 盛岡広域管内の有害鳥獣被害が年々増加していることから、連携して有害鳥獣被害対策に取り組むべきとの認識から広域で整備費用を負担。

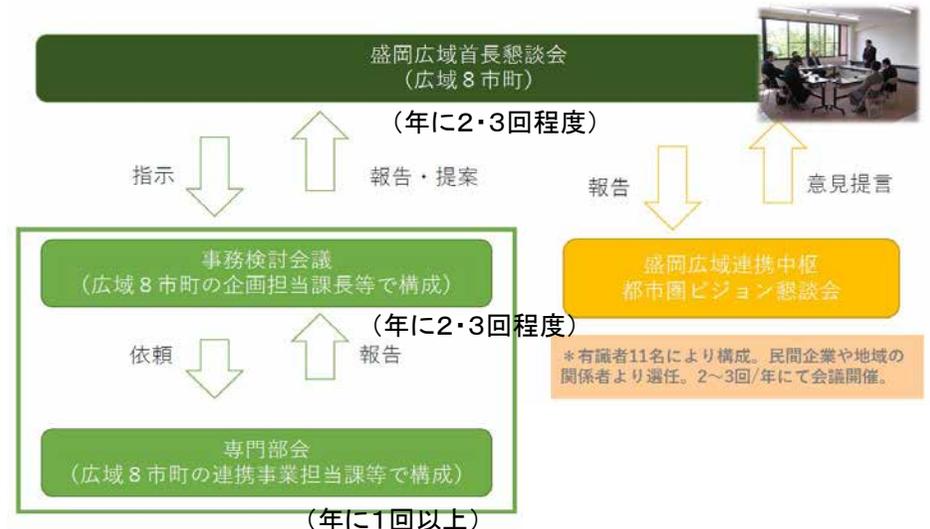


【圏域市町村による事業検討会議】

- みちのく盛岡広域連携都市圏では、首長懇談会（年に2・3回程度）や、圏域市町の企画担当課長等で構成された事務検討会議（年に2・3回程度）を開催。
- また事業担当課等で構成された専門部会（年に1回以上）を開催し、個別事業について、圏域市町と協議している。



（矢巾総合射撃場）



愛媛県ほか3市の非隣接自治体間の連携の経緯について

- 連携の経緯については、行政事務における業務プロセスの効率化及び標準化に関心のある自治体で構成された「自治体事務標準化推進協議会」のつながりを活用して愛媛県が個別に声かけを行い、3市と共同で行うことになった。

連携の経緯

- ・ 愛媛県は、令和4年12月下旬頃、愛媛県が主催し全国で99自治体が参画している「自治体事務標準化推進協議会」のつながりを活用し、興味を持った自治体に対して、個別に声かけ。
- ・ 内部事務の効率化を目的とした市町業務標準化モデル構築事業を説明したうえで、バックヤード事務の電子化及び窓口DXを実現する一気通貫の取組みについて、参画を募った。
- ・ 参加表明のあった3市と調整し、令和5年1月に交付金に応募。

自治体事務標準化推進協議会について

○目的

行政事務における業務プロセスの効率化及び標準化に意識の高い地方自治体間で、相互に有益な協力関係を構築するとともに、各自治体においてファクト重視の姿勢でデータを比較し、「住民サービス向上の視点」と「全体最適の視点」を踏まえながら、デジタル技術を活用した業務改革を推進する事を目的としている。（設立年月日：令和3年7月14日）

○協議会の取組

- ・ 業務量データを軸に自治体間でベンチマーク比較し、行政事務における業務最適化・DX化を推進
- ・ 標準仕様書に準拠したシステムの実装を見据え、県と市町村が連携して事務フローのToBeモデル作成に取組み、ノウハウを蓄積・発信
- ・ 自治体間で情報共有・協働実証・共同発注を行うことにより、効率的に業務改革を実現
- ・ サポート企業とタッグを組むことでデータ分析・データ解析・実証実験・実装を促進

○協議会の活動内容

- ・ 定例会（随時開催）、研究会（随時開催）、分科会（必要に応じて設置）
- ・ 『お互い様データベース』※を用いた会員同士の情報共有
- ・ チャットツールを活用した会員間のコミュニケーション
※各会員が取り組んでいる業務改革に関する資料を共有するため、クラウドストレージを利用した「お互い様データベース」を設置。会員が事業を検討する際に他自治体の事例や文書を参考にすることで、事務の効率化や省力化を図る。

○参画自治体

全国99団体（14道県・84市町村・東京都市長会）
※令和5年1月10日現在

1. 市町村間の広域連携による取組内容の深化等に向けた課題
2. 「地域の未来予測」の課題
3. 資源の共同活用①：施設・インフラについて
4. 資源の共同活用②：専門人材について

「地域の未来予測」の課題

【論点】

第32次地方制度調査会答申においては、地方公共団体が持続可能な形で行政サービスを提供し住民の暮らしを支えていくために、市町村が「地域の未来予測」を作成して行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通し、さまざまな主体が、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことの重要性が指摘されているが、「地域の未来予測」の作成事例がまだ多くないことについて、課題とその解決策をどう考えるか。

【主な意見】

- 「地域の未来予測」についても、平時からの災害対策など危機感が共有しやすく、議論が進みやすいテーマから始めてはどうか。また、岩手県矢巾町のフューチャー・デザインの事例では、住民自身が水道料金の値上げを決断しており、住民を巻き込んで理解を得ながら進めていく手法を含めて、取組の深化が重要ではないか。
- 自治体にとっては、細かな既存データを洗い出し、手間をかけて分析し公表する作業は面倒なのではないか。「地域の未来予測」には、作成して話し合っ自分たちが気づく部分と、住民に見せて気づきを得てもらうという2つの機能があると思うが、作成の手間と気づきの両方を追い求めると負担になるのではないか。作成後の「気づき」の部分が疎かになっていないか懸念しており、例えば、国がマクロを作ってしまった数値を入力すればすぐにできるようにして、作成後の議論に比重が置かれるようにしたほうが進むのではないか。
- 「地域の未来予測」は作成すること自体ではなく、自治体や関係者が意思を共有して今後の地域のあり方を考えるきっかけにする点に重点が置かれたものであり、その点を十分に周知し、作成に関して必要以上の手間をかけるべきではないということであれば、共通のフォーマットを用意し、その後の議論に重点を置けるようにすべきではないか。
- 市町村が取り組む「地域の未来予測」について、都道府県と一定の連携がとれれば、広域の「地域の未来予測」ができるのではないか。さらに、未来予測の要素としてデジタルを柱に立てていくことにより、地域の将来のビジョンや、広域連携のあり方がどうなるのかについてさらに議論を展開できるのではないか。

「地域の未来予測」の課題

【考え方】

- 「地域の未来予測」の作成については、行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通す観点から、取組の更なる広がりが期待される。
また、「地域の未来予測」を作成すること自体が目的ではなく、「地域の未来予測」を踏まえて、住民等に積極的な参加を促しながら「目指す未来像」を議論し、その結果をさまざまな政策や計画に反映していくことが重要であることから、国は、市町村が策定している計画等において用いている既存の将来推計等の活用や、総合計画等の見直しのタイミングに合わせた作成等、市町村が効率的に「地域の未来予測」を作成できるよう、適切に助言していくことが必要ではないか。
- さらに、国は現状においても、「地域の未来予測」の作成に資する推計方法・データソースや「見える化」ツール等を公表し、市町村の作成を支援しているが、「目指す未来像」の議論により重点化していくためには、作成支援に資するツールを国が提供する等、更に積極的な取組が必要ではないか。
- 市町村の主体的な取組を前提とした上で、市町村域をまたぐ広域の地域課題への気付きや解決に向け、複数の市町村での共同作成等を促す観点からは、補完的に都道府県が助言や作成支援を行うことも効果的ではないか。

第1 基本的な認識

下線は事務局による。

3 目指すべき地方行政の姿

(2) 地域の未来像についての議論

市町村は、住民に最も身近な地方公共団体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要がある。その際、市町村の現在の状況や課題、今後の変化の現れ方は多様であることから、それぞれの市町村において、首長、議会、住民に加え、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会を支える様々な主体がともに、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。

そのためには、具体的にどのような資源制約が見込まれるのかについて、各市町村がその行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しの客観的なデータを基にして「地域の未来予測」として整理することが考えられる。また、住民の日常生活の範囲が市町村の区域を越えて広がっている地域や、市町村間の広域連携を視野に入れている地域においては整理を共同で行うことも有用である。

その上で、目指す未来像を実現するため、限られた経営資源の中でとるべき方策の優先順位をどのようにつけていくのか、技術を活かした対応、組織や地域の枠を越えた連携等により資源制約を乗り越えることができるか、市町村が、地域の置かれた状況に応じて自ら判断し、長期的な視点で必要な対応を選択していくこと、また、様々な政策や計画に具体的に反映させていくことが求められる。こうした取組は、既に一部の市町村で始められているが、取組の広がりが期待される。

都道府県においては、市町村の求めに応じ、その整理を支援し、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有することが重要である。国においては、各府省の政策に関わるデータ等、「地域の未来予測」の整理のために必要となるデータについて情報提供を行う必要がある。また、国・地方を問わず、オープンデータの取組を推進することによって、住民や地域社会を支える様々な主体がデータを活用できるようにすることが必要である。

- 令和4年度に総務省が全国各地で行った意見交換会の際に実施したアンケートにおいては、「地域の未来予測」を作成していない理由として、作成の意義は理解するものの、具体のイメージがわからない、ノウハウや手順がわからない、作成する余裕がないといった声があった。

地域の未来予測を作成していない理由（主なもの）

※令和4年開催の意見交換会におけるアンケート結果に基づき作成

- ・ 作成のイメージがわからないため、先進地として取り組んでいる地域について、事例を紹介いただきたい。
- ・ 将来の見通しを整理したうえで、地域住民も含めた地域の関係者とビジョン、課題を共有することは重要であると理解はしているが、一方で多種の分野の将来を推計するには算出方法など専門的知識も必要であることから、容易に作成できないと考える。
- ・ 作成に関するノウハウが不足しているため。
- ・ 地域の未来予測を広域で作成する手順がわからない。
- ・ 地域の未来予測の必要性は感じるが、直近の業務にしか手が回らず、作成する余裕がない。
- ・ 現在の定住自立圏での枠組みの中で人口ビジョンや医療体制等の把握ができているため、必要性を感じない。

「地域の未来予測」に対する市町村の意見

- 「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ」において令和2年に行った意見照会の中では、作成に資するツールの提供等、国によるサポートを望む意見が見られた。

「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ」において実施した意見照会に対する市町村意見（主なもの）

- ・ 人口減少・少子高齢化の進行による行政需要の変化が具体的にイメージできていないことが課題である。データの分析に当たる人員が不足しており、データの可視化につながるアプリケーションの導入も進んでいない現状である。
- ・ 「地域の未来予測」は地域の実情に応じて自主的な取り組みとして作成されるものかもしれないが、市町村間の比較や予測データの相互利用を考えると、推計用ツールを国から提供頂きたい。
- ・ 地方では単独での行政サービス提供ができなくなることも視野に入れ広域的な連携を積極的に検討できるようアドバイスいただきたい。
- ・ データ分析の支援としては、世帯数将来推計について、現状、国立社会保障・人口問題研究所が提供しているのは都道府県単位までになるため、市町村単位（さらに校区別や町別等）で算出するためのガイドライン・手引き、算出用のソフトウェア・データ等を提供いただければ大変ありがたい。
- ・ 各自治体が作成するとなると、結局はコンサルへの委託になりかねず、国においては、各自治体が委託せずとも予測や推計が可能となるような、（A Iなどを活用した）システム開発をお願いしたい。

「地域の未来予測」の具体的な作成方法等について①

○ これまでに「地域の未来予測」を作成している京都府北部5市2町及び新潟市においては、いずれも自治体職員が日常業務と並行して作成。自治体が保有している既存のデータ等を活用することで、作成の効率化が図られている。

京都府北部5市2町 (福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)

作成方法

- ・舞鶴市の担当職員2名が、**日常業務と並行して作成**（業務委託せず）。
- ・「**地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書**」で紹介されている手法を参考。

作成期間

- ・関係市町への説明回り及びデータ収集等を行い、案の完成まで**4か月程度**。
- ・案の内容について関係市町と調整・校正等で4か月程度。

作成の背景

- ・長期的変化・課題の見通しについての客観的なデータに基づく連携事業の検討・展開が、圏域の持続可能性に資するという考え方から、「地域の未来予測」を作成。

今後の活用

- ・広域連携事業への反映
- ・「地域の未来予測」で明らかになった変化・課題の見通しを踏まえて、さらなる広域連携の取組を展開。



新潟市

作成方法

- ・新潟市の担当職員が、**日常業務と並行して作成**（業務委託せず）。
- ・「**地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書**」で紹介されている手法を参考に、**福祉部門や都市計画部門など担当部署が保有している推計データを活用**。



作成期間

- ・作成期間は**3か月程度**。
- ・新潟市単独での作成のため、他市町村との調整はしていない。

作成の背景

- ・新潟市として人口減少・少子高齢化を最重要課題として認識する中、総務省等での議論動向に注目。
- ・**次期総合計画策定のための議論の材料**として、新潟市における各種推計を整理する形で「地域の未来予測」を作成。

今後の活用

- ・次期総合計画「新潟市総合計画2030」への反映
- ・バックカスティングの考え方などを総合計画で強調。
- ・「地域の未来予測」を踏まえた具体的施策を記載。

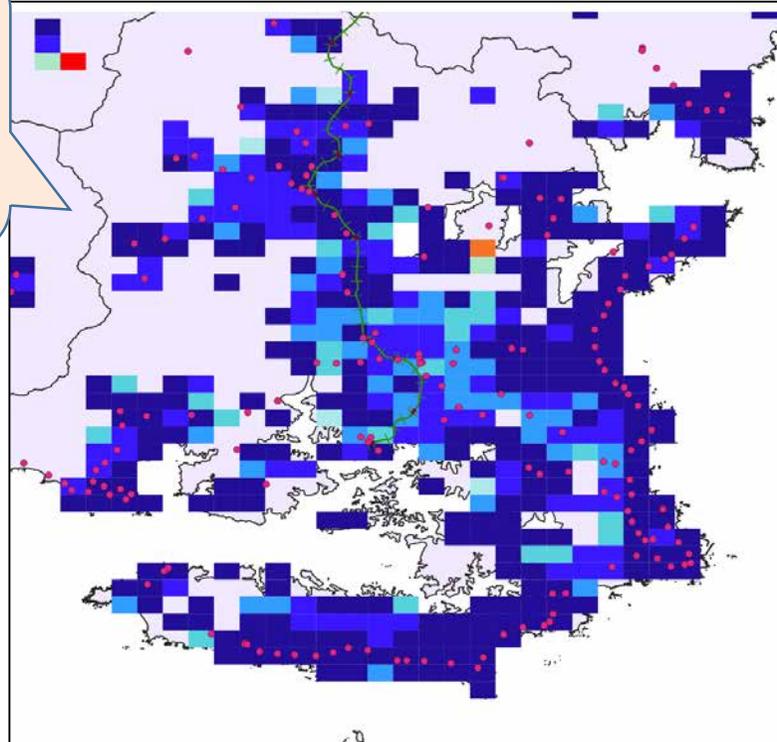
「地域の未来予測」の具体的な作成方法等について②

- 「地域の未来予測」の作成において活用可能な公表データ（データソース）や作成のための手法は、「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」にて公開しており、参考とすることが可能。

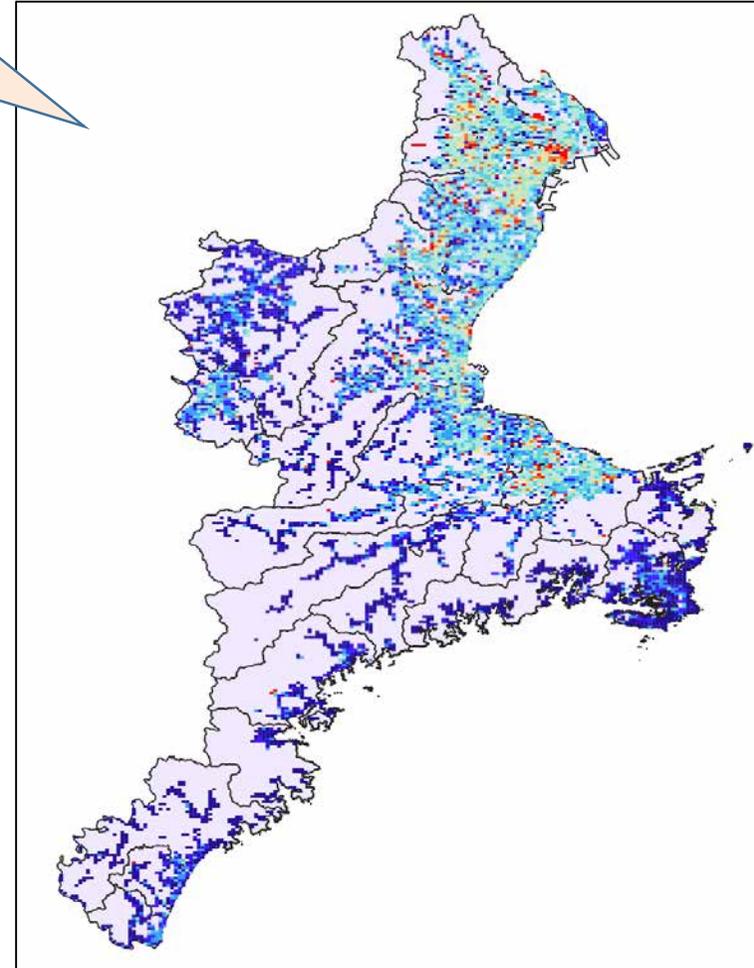
作成例（総務省職員にて作成）

- ・国土地理院「国土数値情報」のサイトから地図データ及び人口データをダウンロード。
- ・無料アプリ「QGIS」にて、上記データを取り込む。見やすいように色づけなどの工夫をする。
- ・区域内における人口の増減率を地図上で分かりやすく表示が可能。

地域別 人口増減率（2015年－2045年）及びバス停
（「国土数値情報」データ及びQGISを使用）



地域別 人口増減率（2015年－2045年）
（「国土数値情報」データ及びQGISを使用）



「目指す未来像」の議論のあり方

- 各市町村においては、「地域の未来予測」の作成にとどまらず、ワークショップの開催等により住民等と「目指す未来像」を議論し、その結果を様々な政策や計画に反映させていくことが期待されている。
- データ等を用いて住民等と議論を行い、政策や計画に反映させた事例として、会津若松市では、GIS等を用いて公共交通の現状を把握・分析し、わかりやすく住民に示しながら意見交換を重ねることにより、公共交通網の形成計画・再編実施計画の策定及びバス路線の再編につなげた。

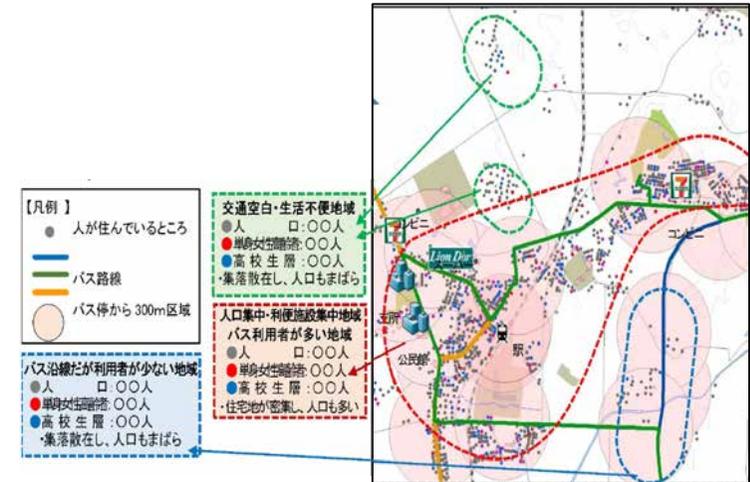
会津若松市におけるバス路線再編の実施プロセス

1. 現状データの把握・分析（GISによる「見える化」、乗降調査等）

- ・乗降調査によりバス停単位の乗降データを取得し、住基と連動したGISシステムを活用することで、現況や課題を「見える化」。
- ・業務委託ではなく、市の担当職員自身がGISを活用することにより、仮説を持った検討が可能となった。

2. 集落別調査（地域の実情を反映）

- ・バス路線の再編が想定される集落エリアごとに、詳細な分析を実施。GISと地域アンケート等から得られた意見を重ね合わせ、地域の実情や需要を把握。



3. 地域住民との意見交換

- ・バスルートやダイヤ等の再編イメージについて、**実際にバスを利用する地域住民等との意見交換**を、下記①～③の内容で**各地区10回程度**開催。
- ①再編の対象となる2地区（河東地区・北会津地区）の各「地域づくり委員会」において各委員（区長、民生委員、PTA等）と協議
- ②各地区の細かいエリアの区長と意見交換
- ③利用者との意見交換等

路線

- 再編全体の方向性としては、**現状より良くなる**と思う。
- 再編後、**荒井地区から縦の移動ができず不便**。
- **なくなるバス停の利用者は不便になるのでは**。

地域内運行の検討

定時定路線乗合ブチバス

- 週1回のもいいがせめて**週2回は運行してほしい**。
- **縦の移動は公共交通の空白地域でなくても必要**。

予約型乗合ブチバス

- 事前予約が必要な西病院の送迎バスを利用しており、**予約すること自体はそれほど手間ではない**。
- **自宅近くで乗り降りできるのは助かる**。
- 500円程度の運賃であれば**安い**と感じる。

乗用タクシー活用

- 地域の交通手段としてタクシー活用は**違和感**がある。
- **短い距離のタクシーは申し訳なく使えない**。

利用者の意見を踏まえた計画策定とバス路線の再編を実施

1. 市町村間の広域連携による取組内容の深化等に向けた課題
2. 「地域の未来予測」の課題
3. **資源の共同活用①：施設・インフラについて**
4. 資源の共同活用②：専門人材について

資源の共同活用①：施設・インフラについて

【論点】

高度成長期以降に整備されたインフラや公共施設の老朽化が課題となる中、他の地方公共団体と連携して共同活用に取り組むことが効果的と考えられるが、取組を支援するための方策についてどう考えるか。

【考え方】

- 複数市町村の連携による公共施設等の共同利用や集約化等の取組は、利害調整を伴い、合意形成が容易でないため、単独市町村における公共施設の集約化等の取組と比べてハードルが高いものと考えられる。
- 他方、複数市町村の連携による公共施設等の共同利用や集約化・複合化等の議論が、都道府県との連携・協力によって円滑に進んでいる事例も見られる。
連携中枢都市圏や定住自立圏等における市町村間の連携による取組も期待される一方、都道府県が広域自治体としての役割を發揮して、複数市町村の連携による円滑な合意形成を後押しし、広域的な公共施設等の共同利用や複合化等の取組を進めていくあり方についても、評価する必要があるのではないか。

第4 地方公共団体の広域連携

下線は事務局による。

1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

(1) 基本的な考え方

（前略）また、インフラの老朽化、利用者の減少に伴う維持管理コストの増大や、技術職員、ICT人材等の専門人材の不足の深刻化に対応し、他の地方公共団体と連携し、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的である。

(2) 広域連携の課題と対応の方向性

② 事務処理の計画段階における広域連携への着眼

広域連携の取組の円滑な実施のためには、地方公共団体の事務処理の計画段階、すなわち、他の地方公共団体と連携する取組を行う必要性を検討し、合意を形成していく過程に着眼する必要がある。

市町村においては、「地域の未来予測」の整理等を踏まえ、今後の資源制約等に対応するため、地域の実情に応じて、必要となる連携の相手方、方法等を検討し、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援などを適切に活用して、広域的なまちづくり、地域社会を支える人材育成等の取組を行っていくことや、施設・インフラ等の資源の活用、専門人材の確保・育成の取組を共同で行っていくことが効果的である。こうした取組には、利害調整を伴い、合意形成が容易でないものも多いが、関係する市町村や都道府県が、目指す未来像や連携のあり方等について対等・協力の立場で積極的に議論を重ね、そうした議論の上に立って、必要な合意が円滑に形成されることが重要になる。

「地域の未来予測」に基づく公共施設の共同利用・集約化等の検討

- 生活圏・経済圏を深く共有する相模原市、八王子市及び町田市は、令和4年度に3市圏域の地域の未来予測を作成。2040年頃に想定される課題について整理。
- その中で、3市における公共施設の共同管理・再編等に向けた検討を実施。

公共施設の共同管理・再編等に向けた検討

- 3市職員による個別事業検討チームを設置し、効果的・効率的な行政運営に資する公共施設の共同管理・再編等の導入可能性について検討。

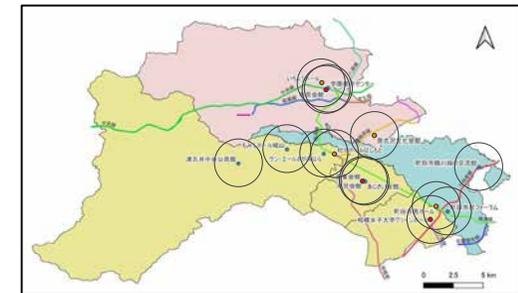
(主な内容)

- ✓ モデル化検討施設の設定・視覚化による広域連携の分析・検討
- ✓ 広域連携のパターン・手順・ポイントの整理

- 共同管理・再編等に適しているか(市域・広域的な利用がされ、施設設置等に関する法的制限はないか)と、3市特有の個別事情の有無を元に、施設群を分類し、「モデル化検討施設」を設定。
- モデル化検討施設に対して、視覚化による分析を行い、整理した生活・行動圏、利用者数・将来利用者数、施設間アクセスを元に、「生活圏が同じか」「利用者が少ないか」「代わりに利用できる施設が近くにあるか」等の要件を満たす施設を中心に、共同管理・再編等の可能性について具体的に検討。
- 分析結果から、公共施設の広域連携について、4パターンに整理。
①市外住民の利用拡大による「施設の相互利用」、②施設の維持管理を共同で行う「維持管理の広域化」、③サービス提供を共同化する「サービスの一体化」、④施設を共同設置・運営する「施設の共同設置・運営」
- 共同管理・再編等の4パターンごとに、それぞれの特徴を踏まえて、具体的な導入の検討や課題の整理を実施。また、4パターンに共通する課題や検討手順についても整理。
- 今回の検討を元に、公共施設の広域連携を検討する場合の手順や3市の広域連携のポイントについて、整理。



■ 国勢調査(令和2年)
相模原市: 725,493人
八王子市: 579,355人
町田市: 431,079人



アクセス性(施設間距離)の視覚化



アクセス性(所要時間)の視覚化

公共施設の集約化等における都道府県と市町村の連携

- 秋田県では、公共施設等の集約化について、市町村との連携を積極的に推進。
- 老朽化した県民会館を、秋田市の文化施設と集約化し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県・市双方の負担により整備。

事業の概要

秋田県と秋田市は、文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を整備。

事業のポイント

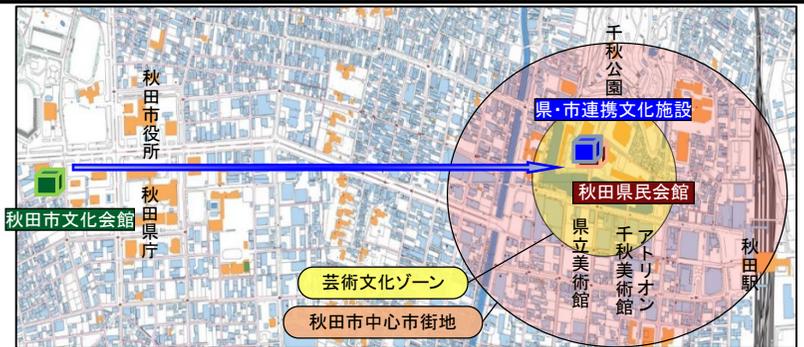
県・市連携協定締結の経緯

- 平成25年度
知事と市長が、老朽化が進む両施設について、「県市連携による再編整備の検討」を表明(H25.4)
- 平成28年度
県・市連携文化施設の整備に関する基本協定締結(H29.1)

県・市連携協定締結 + 集約化

県・市連携協定締結のポイント

- ◎業務分担…施設を連携して整備するため、県・市双方の職員による推進体制を構築
- ◎負担のあり方…ホール面積割合を基本とし、県・市双方が負担



集約化

事業年度：平成29～令和3年度
県民会館と市文化会館を廃止し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県と市が共同整備

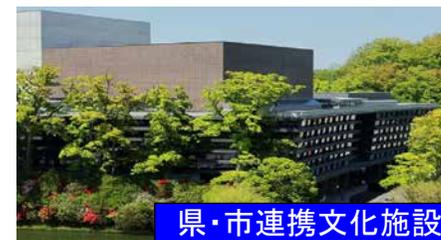
(延床面積)

計：23,588㎡ → 22,653㎡

県：9,304㎡

市：14,284㎡

※約4%減少



県・市連携文化施設

(あきた芸術劇場ミルハス)

老朽化



秋田県民会館

老朽化



秋田市文化会館

事業の効果

- 県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。
- 秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流できる施設となり、まちの賑わいが創出される。
- ホールの一体的・広範な利用が可能となり、これまでは実施することができなかった規模・種類の公演が実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。

都道府県と市町村の連携による公共施設の共同利用・集約化等の検討①

- 大阪府では、府内町村（太子町、河南町及び千早赤阪村）とともに、町村の将来の在り方に関する検討を行った。
- その中で、公共施設の共同利用や集約化には、実施までに時間を要することから早期の検討が必要であり、人口減少を見据え、各団体内での最適化だけでなく、地域としての最適化を検討すべきと指摘。

■ 使用目標年度まで運営した場合に必要な維持管理経費

	太子町(万葉ホール)	河南町(ぶくホール)	千早赤阪村(くすのきホール)※大ホール
使用目標年 (個別施設計画より)	2073年(残51年)	2065年(残43年)	2056年(残34年)
維持管理経費	316,120千円	175,319千円	160,616千円
2町1村合計(維持管理費)	652,055千円		

年間あたりの必要な維持管理経費を算出

	太子町(万葉ホール)	河南町(ぶくホール)	千早赤阪村(くすのきホール)※大ホール
維持管理経費 ①	6,199千円	4,077千円	4,724千円

■ くすのきホール(大ホール)を用途廃止し、他2ホールを共同利用した場合の年間維持管理経費

	太子町(万葉ホール)	河南町(ぶくホール)	千早赤阪村(2町に対する費用負担)
維持管理経費 ②	3,861千円	2,805千円	3,609千円
単独運用との比較 【②-①】	▲2,337千円	▲1,272千円	▲1,115千円

2町1村合計 ▲4,724千円

町村の将来のあり方に関する勉強会 南河内地域「将来課題の対応方策の検討」
(令和5年5月)(大阪府/太子町/河南町/千早赤阪村)から事務局作成

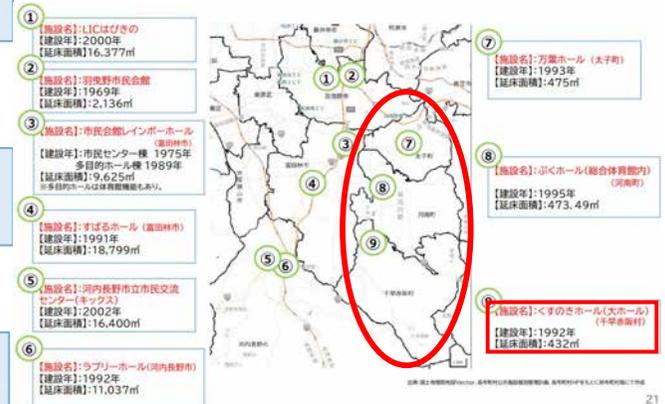
●公共施設等総合管理計画及び個別施設計画記載の使用目標年度まで運営した場合に必要な維持管理経費を試算。

●稼働状況については、どの施設においても低く、維持管理経費の受益者負担率が低い。(公的負担割合が大きい。)

●くすのきホール(大ホール)の照明設備は、利用があればあるほど赤字となる課題を抱えている。

●くすのきホール(大ホール)を用途廃止し、万葉ホール及びぶくホールを共同利用する場合、各施設の維持管理経費を人口で按分した場合の維持管理経費を試算。

●一定のコストメリットがあるが、施設予約が取りづらくなる等、住民サービスの低下につながらないための取組みが必要。



大阪府の分析

- 公共施設については、更新や長寿命化には多額の費用を要する。**人口減少を見据え、各団体内での最適化だけでなく、地域としての最適化を検討すべき時期。**なお、実施までには、時間を要することから早期の検討が必要。
- 2町1村で「体育館」「文化ホール」「道の駅」いずれも、稼働状況が良くない施設あり。
- ⇒ 今後さらなる人口減少が見込まれる中、どこまで住民サービスを提供するのか。**地域内での共同利用や集約化を検討すべき。**

都道府県と市町村の連携による公共施設の共同利用・集約化等の検討②

- 兵庫県においては、市町村連携のあり方について研究会を開催し、県内市町村に対して公共施設等の集約化等を検討する提案を募集するなど、市町村連携を積極的に促進。
- また同研究会の報告書においても、県の役割として、必要に応じて関係市町村の意向を十分に聴取し、目指すべき地域の将来像や公共施設の位置づけ等に関する積極的な議論を促進することを指摘。

- 兵庫県では、「地域課題解決に向けた市町連携のあり方研究会」を開催。
- その中で、**県内市町に対して、公共施設等の集約化等を検討する提案募集**を行い、各市町での検討内容を「兵庫県における市町連携のあり方に関する報告書」でとりまとめた。
- 報告書では、**県の役割**として以下を指摘。
 - ・広域調整を図る県の立場としては、**必要に応じて、関係市町の意向を十分に聴取し、目指すべき地域の将来像や公共施設の位置づけ等に関する積極的な議論を促進することが求められる。**
 - ・また、人口減少等が進む中、**公共施設に係る市町連携が必要となることは理解されているが、具体的なイメージやどのように取り組めばいいかわからないという声がある**ことから、県の役割として、各市町に対して全国の先進事例等を学ぶ機会を設けることも重要である。

「兵庫県における市町連携のあり方に関する報告書」
(令和4年3月)から事務局作成

事例1(A市、B市、C市(いずれの市も他の2市と隣接))

内容	概要
陸上競技場、プール等の共同利用の検討	A市では陸上競技場、プール等を廃止予定であり、隣接市間での施設の共同利用を検討すべくワーキンググループを立上げ(A市より提案)
1回目の協議	・A市(提案市)だけでなく、連携を行うB市、C市もメリットが感じられるような連携を目指す必要がある ・機能分化の先進事例を調べ、次回協議
2回目の協議	・ハード、ソフト両面での先進事例を説明 ・先進事例(埼玉県5市1町公共施設連携、長岡地域定住自立圏構成市町公共施設連携等)は、理想形ではあるが、中・長期的に話を進めていく内容である ・まずは解決できそうなところから話を進めていく必要があるため、予約システムの共同運用など話しやすいところから議論を深掘りしていく ・現在3市で検討を行っているが、今後も3市だけで検討を進めていくのかという課題もある

事例2(F市、G市、H市(F市は他の2市と隣接、G市、H市は隣接せず))

内容	概要
公共施設全般の連携方策の検討	3市の公共施設の共同利用を検討するため、ワーキンググループを立ち上げ(F市からの提案)
1回目の協議	・共同設置(市域を越えた施設の統廃合)は、まずは自団体内の最適化を優先するため、3市とも否定的 ・F市が自身の施設の今後のあり方を踏まえ、提案したが、連携を行うG市、H市もメリットが感じられるような連携を目指す必要がある ・利用料の統一や減免の制度を3市で設けるなど、何か連携できることを今後検討 ・機能分化の先進事例を調べ、次回協議
2回目の協議	・3市の地理的特性を踏まえ、共同での包括管理委託を検討したが、業務範囲、発注業者や費用負担等で調整困難なため、各市検討継続 ・施設予約システムの共同化は検討の余地はあるが、各市ともまずは自団体内の施設の統廃合に注力していきたい

都道府県と市町村の連携による公共施設の共同利用・集約化等の検討③

○ 奈良県においては、県と市町村、また市町村同士でそれぞれが有する資産の総合的なマネジメントを行う「県域ファシリティマネジメント」の考え方を基に、県の主導により、公共施設の広域連携(共同利用等)を検討するワーキンググループを設立。その後、施設の共同利用の実証実験を開始。

- 奈良県では、県と市町村、また市町村同士でそれぞれが有する資産の総合的なマネジメントを行う「県域ファシリティマネジメント」の考え方を基に、公共施設等の共同利用・管理の検討を進めてきたところ。
- 平成28年度以降、**奈良県の主導により**、公共施設の広域連携(共同利用等)の可能性について検討するワーキンググループ(勉強会)を立ち上げ、令和元年度には、ワーキンググループ参加市町村により、「公共施設に関する中和・西和広域連携検討会」が発足。令和2年度総務省「新たな広域連携促進事業」を活用し、**公共施設の共同利用等について具体的に検討。**
- 令和4年度からは、実際に住民が、連携する他の市町村の公共施設を相互に利用可能とする実証実験を実施。
- 令和5年度には構成団体が増え、令和6年度の本格運用を目指し、引き続き住民ニーズ等を把握することとしている。



(共同利用可能等検討対象施設)

	文化施設	電話番号 (0745)
香芝市	香芝市ふたかみ文化センター (市民ホール、楽屋)	77-1000
	★新庄文化会館 (マルベリーホール)	69-4600
葛城市	★當麻文化会館 (ホール)	48-5000
	★葛城市歴史博物館 (あかねホール)	64-1414
上牧町	★上牧町文化センター (ペガサスホール)	78-9900
	★王寺町地域交流センター (リーベルホール)	33-3000
王寺町	★王寺町やわらぎ会館 (イベントホール)	31-5555
	★いずみスクエア (いずみホール)	72-1800
	★王寺町文化福祉センター (大ホール)	32-5201
広陵町	★広陵中央公民館 (かぐや姫ホール)	55-1181

	体育施設	電話番号 (0745)
大和高田市	大和高田市立総合体育館	22-8862
	大和高田市立武道館	
葛城市	★葛城市民体育館	69-5131
	★葛城市當麻スポーツセンター (総合体育館)	
上牧町	★上牧第一町民体育館	78-0118
	★上牧第二町民体育館	
広陵町	★広陵中央体育館	55-4414
	★真美ヶ丘体育館	
	★広陵北体育館	
河合町	★河合町立北体育館	56-4600



公共施設の相互利用の実証実験に関する協定式(令和4年度)

公共施設等総合管理計画について

- 「公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、地方公共団体が所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。
- 総合管理計画の策定・改訂に当たっては、広域的視野をもって計画を検討することが望ましいとされている。

○総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（平成26年4月22日通知、令和4年4月1日改訂）

第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

全1,788団体中1,787団体で策定(令和4年3月31日時点)



公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）

- 個別施設計画に位置付けられた公共施設の集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業が対象。

※「個別施設計画」とは、「公共施設等総合管理計画」に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

集約化・複合化事業費

公共施設等適正管理推進事業債（**充当率90%**）

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。複数団体が連携した事業例としては、秋田県・秋田市の「県・市連携文化施設整備事業」がある²⁷

1. 市町村間の広域連携による取組内容の深化等に向けた課題
2. 「地域の未来予測」の課題
3. 資源の共同活用①：施設・インフラについて
4. 資源の共同活用②：専門人材について

資源の共同活用②：専門人材について

【論点】

小規模市町村においては、専門人材（土木技師、農林水産技師、建築技師、保健師、助産師等）の配置が困難な現状にあり、今後はより多くの市町村において課題として顕在化することが想定される。

都道府県や連携中枢都市等が専門人材を確保し、市町村支援を行うスキームとしては、①技術職員の復旧・復興支援技術職員派遣制度（R2～）、②地方公共団体のデジタル人材の確保に係る地方財政措置（R5～）がある。このうち、①は、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組みの中で、平時に技術職員不足の市町村を支援するものであり、②は、市町村における自治体DXの取組を支援する時限的な仕組みであるが、これらの手法によらない、継続的・恒常的な専門人材の確保につながる方策の必要性についてどう考えるか。

【主な意見】

- 東京都では、デジタルサービス局が「GovTech（ガブテック）東京」といったデジタル人材を市区町村に派遣する仕組みがスタートしており、有機的な取組が進むことが期待される。専門人材の確保については、都道府県と市町村の連携が進みつつあるのではないか。
- 専門人材については、例えば、住民がデジタル技術を活用し、道路の修復が必要な箇所を発信できれば最初は専門人材が関わる必要がないとか、遠隔でできることあることも考えると、都道府県でも専門人材のプールが難しくなることも予想されるという前提に立って、どこにプールする必要があるのかを検討すべきではないか。
- 広域での専門人材の共同活用について、例えば、異動範囲が広域になると、なり手が少なくなり、活用できなくなる可能性もあるなど、キャリアパスや人事管理をどうするかが課題になるのではないか。また、民間委託した方が早いという話なども考えると、民間人材と行き来できるような仕組みを考えたり、専門人材に関しては思い切って給与を上げるといった工夫も考える必要があるのではないか。

資源の共同活用②：専門人材について

【考え方】

- 復旧・復興技術職員派遣制度は、大規模災害時の中長期派遣要員として確保した職員が平時において技術職員不足の市町村を支援するものであり、大規模災害時には、技術職員不足の市町村は支援を受けられなくなるのが前提の仕組みである。また、地方公共団体のデジタル人材の確保に係る地方財政措置は、市町村における自治体DXの取組を支援する時限的な仕組みである。
専門人材の確保についてのニーズに対応していくためには、職種を限定せず、平時の市町村支援を継続的・恒常的に行える普遍的なスキームについても検討する必要があるのではないかと。
- 例えば、都道府県や連携中枢都市等が、単独では確保が困難と考える市町村との間で、連携協約を締結することなどによって、中長期的な人材確保を対外的に明らかにしつつ、後者の市町村が必要とする職種や期間を取り決めた上で、都道府県や連携中枢都市等が人材を供給する、という方策も考えられるか。

第4 地方公共団体の広域連携

1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

(1) 基本的な考え方

（前略）また、インフラの老朽化、利用者の減少に伴う維持管理コストの増大や、技術職員、ICT人材等の専門人材の不足の深刻化に対応し、他の地方公共団体と連携し、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的である。

(6) 都道府県による市町村の補完・支援の役割の強化

② 都道府県による補完・支援の役割

ア 都道府県による補完・支援についての考え方

平成12年に施行された地方分権一括法により、従来の都道府県の補完事務は再構成され、その範囲は、市町村の規模・能力に応じて相対的に定まることとなった。また、実態としても、一連の都道府県の事務の見直し、行政改革の進展等により都道府県の経営資源は縮小してきた。その結果、都道府県はかつてのように幅広く市町村の補完・支援に取り組んでいる状況にはない。

しかしながら、平成11年以来の全国的な市町村合併の進展後も小規模市町村は相当数存在し、市町村の規模・能力は一層多様になり、今後の人口減少によってこうした傾向の加速化が見込まれる。また、小規模市町村に限らず、多くの市町村において、技術職員、ICT人材等の専門人材の確保・育成など、市町村間の広域連携によっても対応が困難な事案が増加しており、更なる深刻化も想定される。

こうした状況を踏まえ、都道府県は、市町村による「地域の未来予測」の整理の支援等を通じて、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有した上で、個々の市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じて、これまで以上にきめ細やかに補完・支援を行う役割を果たしていくことが必要である。（略）

(7) 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

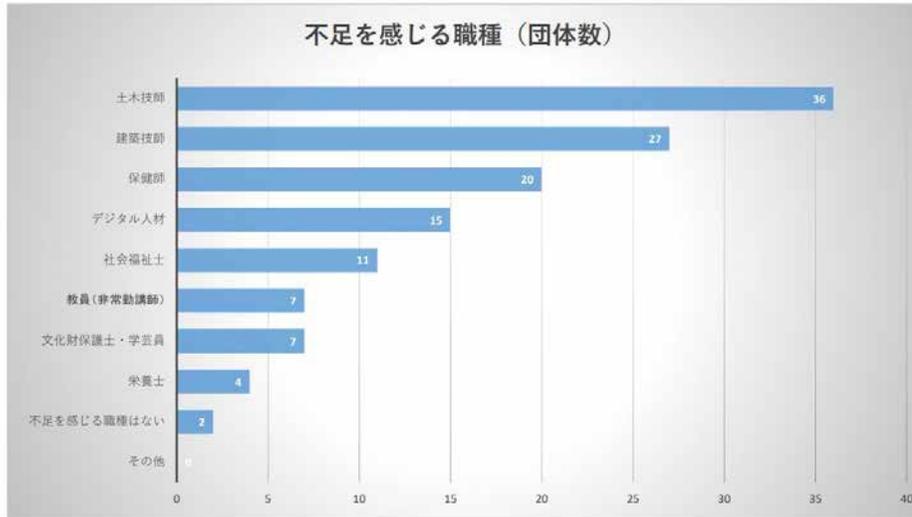
土木技師、建築技師等の技術職員について、都道府県や広域連携に取り組む市町村が増員し、平時には不足している市町村を支援するとともに、大規模な自然災害の発生時に必要となる技術職員の中長期派遣要員を確保できるよう、令和2年度から財政措置が講じられている。

この措置は、水準の高い技術職員を確保・育成するとともに、様々な支援ニーズに弾力的に対処するためには、まとまった規模の技術職員群を形成・運用することが望ましいこと、同時に、大規模災害時の中長期派遣要員の確保・派遣調整を広域的な視点で行う必要があることから、都道府県を主たる実施主体としつつ、市町村間の広域連携に取り組む市町村もこれに準ずる実施主体としており、積極的な活用が期待される。

都道府県と市町村の連携による専門人材の確保・育成の検討事例

- 大阪府では、府内町村（太子町、河南町及び千早赤阪村）とともに、町村の将来の在り方に関する検討を行った。
- その中で、人材不足、確保の困難さは、すでに全市町村共通の課題となっており、各団体にとって今後より一層厳しくなる見込みであり、従前からの手法や単独での取組みには限界があると指摘。

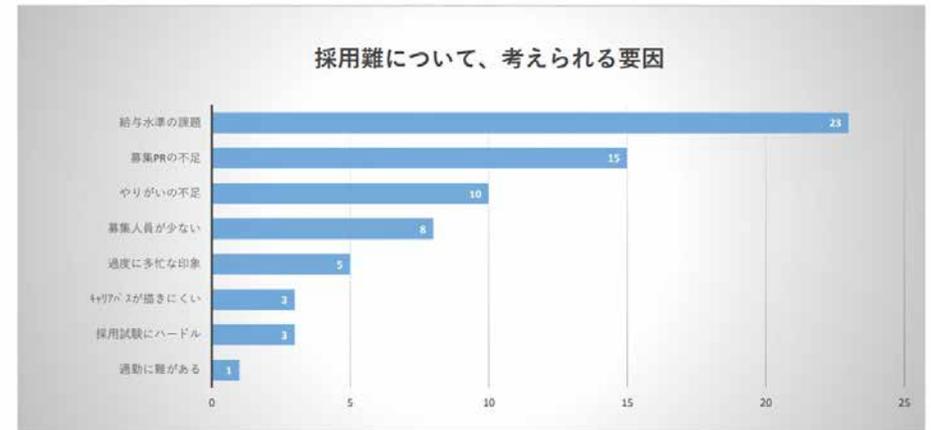
不足を感じる職種 府内市町村(大阪市を除く)42団体へのアンケート結果



- ・土木技師、建築技師、保健師に不足感を感じる団体が多数
- ・デジタル人材の確保にも課題感が大きい

町村の将来のあり方に関する勉強会 南河内地域「将来課題の対応方策の検討」
(令和5年5月)(大阪府/太子町/河南町/千早赤阪村)を加工して事務局作成。

採用難について考えられる要因 府内市町村(大阪市を除く)42団体へのアンケート結果



待遇ややりがいの面で、民間企業等に対する採用競争力が不足。募集PRにも課題。

大阪府の分析

- 専門人材（土木技師・建築技師・保健師等）の人材不足、確保の困難さは、すでに全市町村共通の課題となっており、各団体にとって今後より一層、厳しくなる見込み。
- 専門職（非常勤講師含む）について、急な退職により、専門人材が不足するリスクを抱えており、今後、行政課題の拡大も想定されるなか、早急に具体的な対応を考える必要。
- 従前からの手法、単独での取組みには限界。

専門人材の市町村への独自の派遣の事例

- 専門人材の派遣については、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用せず独自の取組をしている事例がある。
- 神奈川県、福井県では、市町村からの求めに応じて協定を結び、県の専門人材を各市町村に派遣して、各市町村の業務に従事させている。

神奈川県

持続可能な行政サービスの提供に向けた中長期的な補完の取組として、市町村の求めに応じて、原則10年間の協定を締結し、派遣。

- 派遣開始 令和2年度
- 派遣人数 10人10市町村（保健師6人、土木4人）
- 派遣期間
 - ・ 協定により原則10年（1人あたり原則2年でローテーション）
 - ・ 人材不足は短期的には解決できない点、県の採用計画との兼ね合い等から総合的に勘案して原則10年とした。

- 給与の負担

市町村

- 具体的業務
 - 保健師（母子保健、予防接種 など）
 - 土木（道路設計、橋梁の長寿命化 など）
- 復興・復旧支援技術職員派遣制度を使わない理由
 - 有事の際に被災地に派遣されることで、市町村の平常業務の対応が困難になり、本県取組の目的達成に支障が生じる点を懸念

福井県

市町村の求めに応じて、2年間の協定を締結し、専門人材を派遣。復旧・復興支援技術職員派遣制度も並行して活用。

- 派遣開始 令和2年度
 - 派遣人数 4人4市町村（土木3人、林学1人）
 - 派遣期間
 - ・ 協定により2年
 - 給与の負担
- ### 市町村
- 具体的業務
 - 土木（都市計画道路にかかる業務及び道路設計業務 など）
 - 復興・復旧支援技術職員派遣制度の活用をしている派遣と活用していない派遣がある理由

有事の際に被災地に派遣されることを市町村が許容しない場合は市町村が給与を負担する独自のスキームで派遣し、許容する場合は復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用

- 復興・復旧支援技術職員派遣制度を使わない理由
 - ・ 復興・復興支援技術職員派遣制度の場合は、大規模災害時に被災地に派遣されてしまうため、市町村における日常業務の対応が困難になる点を懸念。